

防犯対策マニュアル

1. マニュアル策定の目的

事業所内への不審者による侵入、不測の状況などに対処し、子どもや職員の生命を守る安全対策について整備する。そのためには、日頃から危機管理意識を持ち、子どもの安全を確保することを第一として、万が一に備えての対応を職員一人一人が熟知しておくことが大切である。施設設備の状況に合わせて、このマニュアルを活用してさらなる安全対策を講じる。利用されている利用児及び家族・職員の生命を守るために、事業所内に侵入した不審者に即座に対応できるようにマニュアルを策定する。

2. 不審者侵入を防ぐための日頃からの備え

子どもの安全を守るために、職員の防犯知識並びに防犯技術及び安全対応能力を向上させ、万が一の事態発生時において対応できるよう安全管理体制の強化を図ります。

(1) 安全管理体制の組成、取組

【役員会による防犯対策の徹底】

役員会により職員会議にて防犯対策に必要とされる事項を協議決定し、実施していく。

- ① 施設・管理体制の確認
- ② 組織・連絡体制の確認
- ③ 保護者や家族、地域、関係機関等との連携体制の構築
- ④ 定期的な安全教育・研修・防犯訓練の実施、その結果について周知の徹底
- ⑤ 防犯対策マニュアルの作成、見直し

(2) 防犯対策に必要とされる事項の内容

- ① 施設・管理体制の確認 施設の状況に応じて管理体制（防犯カメラ等）の整備を行う。

開所中は基本的には施錠はしていないが、状況判断で即時玄関を施錠する。来訪者には、インターホン等で確認し対応する。

施設内外の死角を把握し、侵入しやすい場所など周辺の危険箇所を確認しておく。

常に施設設備の安全点検を実施し、破損箇所などのないよう修繕する。

防衛する方法（消火器、机、イスなどの活用）の確認と取り扱いを習熟する。

- ② 組織・連絡体制の確認 避難訓練と同様に、対応の仕方や役割など、安全確保のための職員の動きを全職員で確認し、周知しておく。

保護者への緊急連絡体制・連絡方法を職員間で周知しておく。

緊急病院・関係機関への連絡体制を明確にしておく。

情報の伝達方法を周知する。

- ③ 保護者や家族、地域、関係機関等との連携体制の構築

1) 保護者・家族との連携 通常の送迎者でない人が迎えに来た場合、必ず保護者に連絡を取り確認する。少しでも不審な点があったときは応じない。

不審者注意依頼文書の掲示等、情報の伝達をこまめに行うことで、保護者と共に子どもを見守る体制を作っておく。

送迎時に不審者、危険物など発見した場合は、速やかに事業所に通報するように協力を要請す